

医療的ケア児・者への支援の充実について

令和7年4月23日（水）



SDGs 未来都市



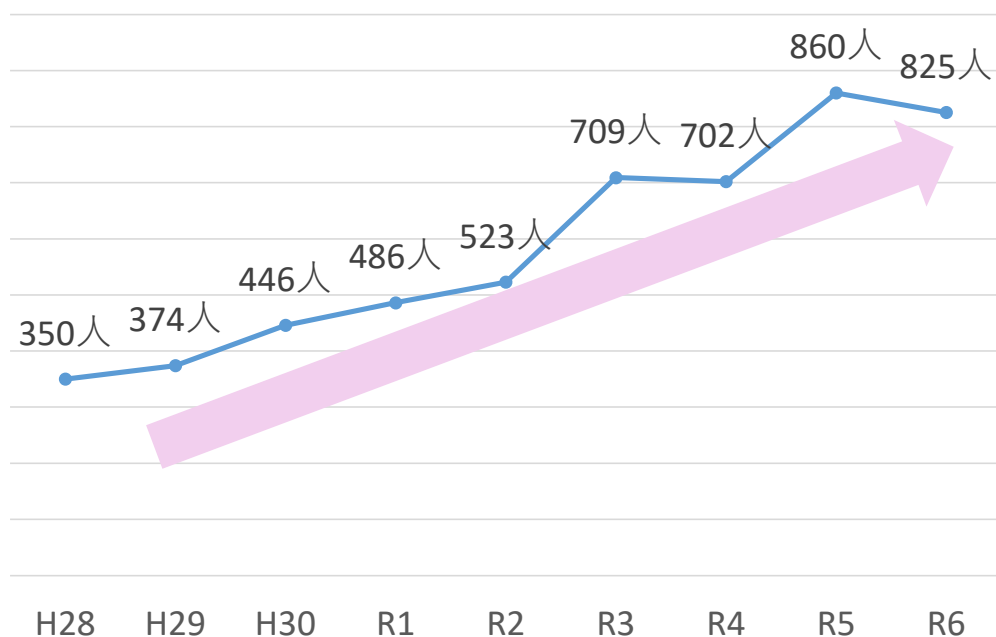
埼玉県

医療的ケア児・者の現状（１）

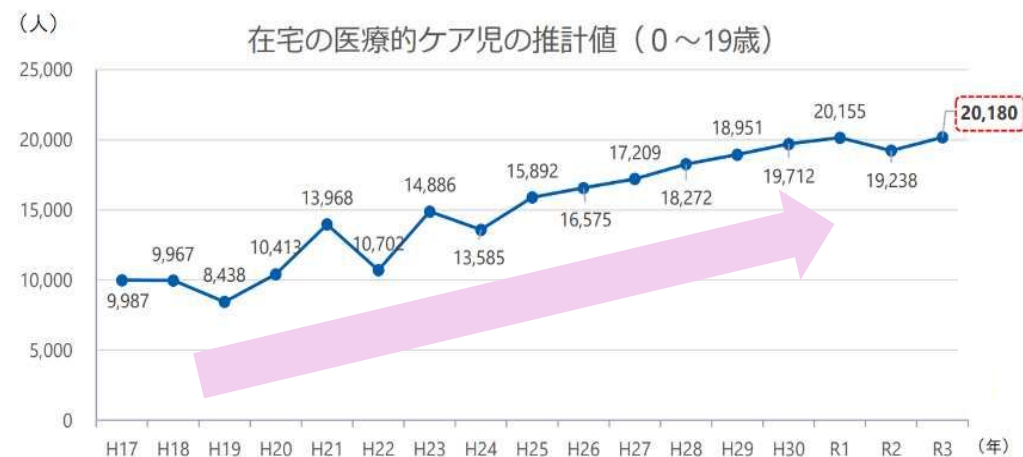
医療的ケア児について

- たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な医療的ケア児は、医療の進歩を背景に増加傾向にある。
- 埼玉県は令和６年時点で８２５人であり、統計データのある平成２８年度からの８年間で約２．４倍に増加している。

【埼玉県】



【全国】



出典：厚生労働科学研究費補助金障害者政策総合研究事業「医療的ケア児に対する実態調査と医療・福祉・保健・教育等の連携に関する研究（田村班）」

医療的ケア児・者の現状（２）

医療的ケア者について

（注 医療的ケアを受けている重症心身障害者）

- １８歳以上の医療的ケア者（注）も増加傾向にある。
- 埼玉県は令和６年時点で３１３人であり、８年間で約１．５倍に増加している。

成人期以降の医療的ケア者（注）

在宅で医療的ケア
を受けている人数



埼玉県調査（各年度４月１日現在）

※在宅で医療的ケアを受けている重症心身障害者数を調査。

※R3、R4については、新型コロナウイルス感染症の影響により長期入院となるなど、在宅で医療的ケアを受ける方が減少したものと推察。

『18歳の壁』について

『18歳の壁』とは

- 特別支援学校の卒業や障害児通所サービスの終了などにより支援が途切れること
- 18歳以上の医療的ケア者の主な受け皿となる生活介護事業所が不足

18歳未満 (特別支援学校等を利用)

- ・ 通う場所が基本的には決まっている。
どこかには所属できる。
- ・ 学校内で看護師や教員が医療的ケアをしてくれるため、保護者の付き添い不要。
- ・ 学校の通学支援や、放課後等デイサービスによる送迎が利用できる。

18
歳
の
壁

18歳以上 (生活介護事業所等を利用)

- ・ 大学への進学や就職は困難
- ・ 医療的ケアを行う生活介護事業所等が不足しており、通所先が見つからない。
- ・ 医療的ケアがあると、通所先での保護者の付き添いを求められることがある。
- ・ 医療的ケア者の送迎を行う生活介護事業所等が少なく、保護者が送迎をする。

課題① 生活介護事業所等の看護師配置について

生活介護事業所等での受入が困難な要因

- 生活介護事業所等で18歳以上の医療的ケア者を受け入れるためには看護師の配置が不可欠
- しかし、現行の報酬では、事業所が看護師を雇用することは困難

《看護師配置に必要な人件費》

看護師を一日配置した場合に必要と見込まれる人件費



時給1,850円(*) × 8時間 = **14,800円**

* 令和5年賃金構造基本統計調査による

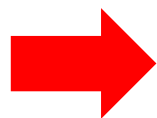
《現行の報酬：常勤看護師等配置加算》

例：定員20人の生活介護事業所で常勤看護師を1名配置した場合



1日あたり280円 × 20人 = **5,600円**

→ 1日あたり **9,200円不足**



生活介護等の事業所において医療的ケアを行う人材を十分に配置できるように、障害福祉サービスの報酬のあり方を見直すべき

課題② 送迎に関する支援について

送迎の困難さ

- 医療的ケア者の外出には、携行品の準備や移動中のケアが必要
- 看護師など医療的ケアを行える者の同行を要するため、大きな困難を伴う

- ・ 携帯品の準備 吸引器、医薬品、栄養剤、おむつ、人工呼吸器、バッテリー等を準備し、車いすに積載
- ・ 移動中のケア たんの吸引、服薬、注入、排せつ介助、褥瘡予防のため適時除圧・体位転換など

送迎の実施が困難な要因

《送迎に必要な人件費》

例：1回の送迎に見込まれる人件費



運転手1,180円(*) + 看護師1,850円(*) = **3,030円**

* 令和5年賃金構造基本統計調査による

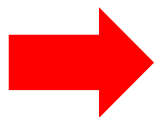
《現行の報酬：送迎加算》

例：生活介護事業所が一定の基準(重症者割合含む)を満たす送迎を実施した場合



1回 **490円**

→ 1回あたり **2,540円不足**



生活介護等の事業所が医療的ケア者の送迎を行えるよう、
障害福祉サービスにおける送迎に関する報酬を見直すべき

国への要望

- 医療的ケア児者への切れ目ない支援を提供できるよう、次の2点を九都県市共同で国に要望したい。

1 いわゆる18歳の壁（特別支援学校の卒業や障害児通所支援の終了などにより支援が途切れること）の解消に向けて、生活介護等の事業所において医療的ケアを行う人材を十分に配置できるよう、障害福祉サービスの報酬のあり方を見直すこと。

2 生活介護等の事業所が医療的ケア者の送迎を行えるよう、障害福祉サービスにおける送迎に関する報酬を見直すこと。